

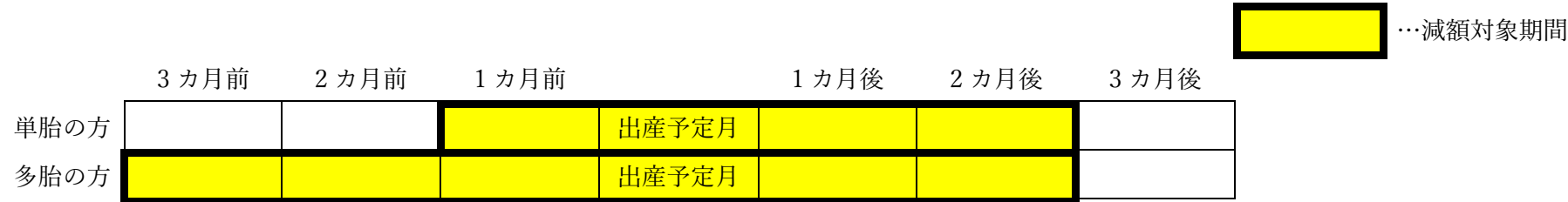
産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

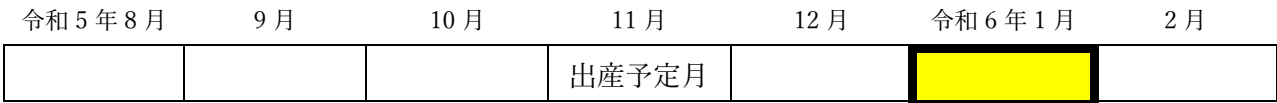
- 令和5年11月1日以降に出産する（出産した）国民健康保険被保険者が対象です。
妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産後又は出産予定日の6カ月前から届出できます。

国民健康保険税の減額方法

- 単胎妊娠の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の前月から4カ月相当分の所得割額と均等割額が減額されます。
- 多胎妊娠の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の3カ月前から6カ月相当分の所得割額と均等割額が減額されます。
- ※ 令和6年1月1日から施行されるため、令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。



- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ保険税が減額されます。
令和5年11月出産の場合、令和6年1月相当分の保険税が減額され、令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。



- 保険税が減額される前に完納している場合、払い過ぎになった保険税は還付（返金）されます。

届出に必要なもの

- ① **届出書**（窓口を用意しています。出産した被保険者及び出産した被保険者の属する世帯の世帯主（国保税納税義務者）の個人番号記載欄がありますので、個人番号を確認できる書類等をご持参ください。）
- ② **出産予定日又は出産日、及び親子関係がわかる書類**（母子手帳、戸籍謄（抄）本など）
- ③ **本人確認書類**（免許証、個人番号カードなど）
- ④ **委任状**（出産した被保険者と別世帯の方が届出する場合）

届出先

住民課国保医療係 72-3000（内線 122、123、127）

届出書